

医療税務 つつしん

No.96

株式会社 ムトウ コンサルティング 統括部
札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>
令和3年4月

Q1

令和3年度の税制改正大綱で、教育資金の一括贈与の非課税措置について贈与者が死亡した場合の課税が強化されたと聞きましたが、改正の概要を教えてください。

A

ポイント

1. 令和3年度の税制改正大綱で、教育資金一括贈与の非課税措置について、贈与者死亡時の管理残額への相続税の課税対象の拡大、孫等への2割加算の措置が講じられた。
2. 平成31年度の税制改正で、贈与者死亡時の管理残額の相続税課税、受贈者の所得制限等が行われたが、今年度の改正でさらに節税的な制度の利用を抑止することとなった。

1 令和3年度税制改正大綱による教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

(1) 改正の概要

① 贈与者死亡時における相続税の課税対象の拡大

贈与者死亡時に、贈与資金のうちに教育資金として費消していない残額がある場合

改正前 贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額について相続税の対象

改正後 全ての贈与に係る残額が相続税の対象

ただし、受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外（改正前も同様）

イ 23歳未満である場合 ロ 学校等に在学している場合 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

② 受贈者が孫・ひ孫の場合は相続税額の2割加算の適用

贈与者死亡時に受贈者である孫、ひ孫に残額がある場合

改正前 2割加算の適用なし（贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額が相続税の対象）

改正後 2割加算の適用あり（全ての贈与に係る残額が相続税の対象）

- ③ その他 教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料が追加された（令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用）。

(2) 適用時期及び留意点

- ① 適用時期：令和3年4月1日以後の贈与により取得する金銭等について適用し、適用期間を令和5年3月31日まで、2年間延長する。
- ② 留意点
- ・ 令和3年3月31日までにを行った贈与については、今年度の改正の適用対象外となります。よって、贈与の時期により、相続税の課税対象となる範囲並びに受贈者が孫等である場合の2割加算の適用の有無について相続時の取り扱いが異なることとなりますので注意が必要です。
 - ・ 教育資金を必要な都度贈与すると贈与税は非課税で、例えば孫が大学に進学するタイミングで進学資金を祖父が贈与しても贈与税は発生しません。また、暦年贈与は年110万円まで贈与税がかかりません。それらも勘案しながら本制度の利用を検討するとよいでしょう。

2 教育資金の一括贈与の非課税措置についての平成31年度税制改正

(1) 平成31年度改正前の非課税措置の要旨

教育資金の一括贈与に係る非課税措置は、親や祖父母など受贈者の直系尊属が金融機関に30歳までの子や孫等名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫等ごとに1,500万円を非課税とするもの

- ☐ 受贈者（子・孫）は、年齢0歳～30歳であること（所得要件はない）
- ☐ 贈与者死亡の場合、その時点の残高を贈与者の相続財産に加算しない
- ☐ 受贈者が30歳到達時に、使い残しがあればその時点の残高に対して贈与税を課税する
- ☐ 受贈者死亡の場合、贈与税の課税価額に算入されない（死亡した受贈者の相続財産となる）

(2) 平成31年度の税制改正による管理残額課税、受贈者所得制限等

- ① 贈与者の死亡時の管理残額の相続税課税 … 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のイからハのいずれかに該当する場合を除き、その死亡の日における管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなして相続財産に加算することとされた。
- イ 23歳未満である場合 ロ 学校等に在学している場合 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- ② 受贈者の所得制限 … 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この措置の適用を受けることができないこととされた。
- ③ 教育資金範囲の限定 … 23歳以上の受贈者の教育資金の範囲が、学校等以外の者に支払われる金銭については、教育訓練給付金の支給対象となる費用に限定された。よって、英会話教室、テニススクール、料理教室といった塾や習い事などの費用は除外されることになりました。

- ④ 教育資金管理契約の終了事由の一部延長 … 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合であっても、現に受贈者が上記①口又はハのいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとされた。その後、①口又はハの事由がなくなった年の年末又は受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了し、その時点の残高に対して贈与税が課税されることになります。

Q2

平成30年の民法改正で、夫婦間の居住用不動産贈与について優遇制度ができたと聞きましたが、どう優遇されたのか、その内容を教えてください。

A

ポイント

1. 平成30年の民法改正で、婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与等について、遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱う必要がなくなった。
2. この特別受益者の相続分計算の特例規定の新設により、残された配偶者の住まい、生活を守り、被相続人が生前に行った贈与の趣旨が遺産分割にも反映されることになった。

1 民法改正による長期間婚姻夫婦間で行った居住用不動産の贈与の保護と贈与税の配偶者控除

(1) 民法改正で特別受益者の相続分に第4項の新設

- ① 平成30年の民法改正で、特別受益者の相続分について次の第4項が新設され、令和元年7月1日施行されたので、同日以後にされた遺贈、生前贈与に適用されます。

民法「特別受益者の相続分」から抜粋

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分等の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

3 被相続人が前項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

- ② 民法改正前では、相続人に被相続人から遺贈や生前贈与を受けた者がある場合、第903条第1項の規定によりその財産は特別受益として相続財産にもち戻しが必要でした。例えば婚姻期間20年以上の妻が夫から居住用不動産を生前贈与されていても、その居住用不動産は「遺産の先渡し（相続の先渡し）」なので、原則として、遺産分割時に相続財産に加えて計算しなければなりません。そのため、遺産分割において妻が取得する額は、生前贈与分を差し引かれることになり、結果的にその贈与がなかった場合と取得額に差異がないことになっていました。

- ③ 民法改正により、上記第4項が新たに加えられ、婚姻期間20年以上の配偶者からの居住用不動産の遺贈や贈与については、相続財産へのもち戻し免除の意思表示があったと推定することになりました。よって、この贈与財産を除外して相続財産について遺産分割の計算を行うことになりますので、配偶者は生前贈与財産を加えるとより多くの財産を取得することができることになり、贈与者である被相続人の生前の趣旨に沿った遺産の分割が可能となりました。

(2) 贈与税の配偶者控除の要旨

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除ができる。

適用要件

- 1 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- 2 配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- 3 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後もし引き続き住み込みであること

なお、夫婦間の相続については1億6,000万円まで無税で相続できる配偶者の税額軽減、居住用宅地には20%で評価できる小規模宅地等の特例もありますので、それらの制度により相続税がかからない見込みのときは、贈与税の配偶者控除を受ける必要はないとも言えますが（贈与は相続より登録免許税・不動産取得税の負担が大きいこともあります）、予め贈与されていた方が相続人間の遺産分割の話し合いはスムーズに進められるでしょう。

2 事例による民法改正前後の相続財産計算比較

事例

右の相続の場合の各相続人の相続財産額を民法改正前と改正後で計算してみましょう。

相続人 妻（被相続人との婚姻期間は20年以上）と子2人（長男と長女）
亡夫の遺産 居住用不動産（持分2分の1）2,000万円、その他の財産6,000万円
配偶者に対する生前贈与 居住用不動産（持分2分の1）2,000万円

	(遺 産)	(贈 与)	(みなし相続財産)
民法改正前			
1. 相続財産の総額	2,000万円	6,000万円	2,000万円 = 1億円
2. 妻の相続分	1億円 × 1/2 = (贈与)	2,000万円	3,000万円
	(妻の住宅の持分)	(夫の住宅の持分)	(その他の財産)
妻の最終的な取得財産	2,000万円	2,000万円	1,000万円 = 5,000万円
3. 長男、長女の相続財産	1億円 × 1/2 × 1/2 = 各	2,500万円	
民法改正後			
1. 相続財産の総額	2,000万円	6,000万円	= 8,000万円
2. 妻の相続分	8,000万円 × 1/2 =	4,000万円	
	(妻の住宅の持分)	(夫の住宅の持分)	(その他の財産)
妻の最終的な取得財産	2,000万円	2,000万円	2,000万円 = 6,000万円
	(妻への居住用不動産の贈与について、もち戻し計算をしないことにより、妻の取得財産は6,000万円に増える。)		
3. 長男、長女の相続財産	8,000万円 × 1/2 × 1/2 = 各	2,000万円	